

平成25年度事業報告

概 況

平成25年度を顧みるとわが国の経済は、アベノミクス効果で景気が回復基調に転じた一年と言える。東日本大震災の復興需要が引き続き下支えする中で円安と株高が進み、雇用情勢も上向く等景気回復に向けて大きなターニングポイントになった。日銀の短観や雇用統計をはじめ諸指標も表面的には好転した。加えて社会的には富士山の世界遺産登録や「和食・日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録、2020年の東京オリンピックの開催決定といった明るい話題にも恵まれた。

食品業界は、急激な円安の進行により、穀物など原材料価格が高騰し、加えて電気料金の値上げ等コストの上昇から食品メーカーは、値上げの対応に迫られた年でもあった。

食品流通業界は、景気回復の波及効果が限定的あるいはゆるやかなで、生活必需品の節約志向は継続し、電気料金の上昇や商品の値上げ、さらには内食化傾向が継続する中で業態間競争が一段と激化し、引き続き厳しい経営環境で推移した。

こうした状況の中、弊協会は一般社団法人日本加工食品卸協会に、名称を変更して2年目を迎え、制度改革の理念に基づき事業活動を行い、食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤整備に取り組んだ。

こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なご指導とご協力、加えて(一財)流通システム開発センター、(公財)食品流通構造改善促進機構、(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会、(一社)日本パインアップル缶詰協会、日本製缶協会、(一財)食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

食品流通業界は、少子高齢化と人口減少が同時進行する中で社会構造の変化に伴う小売業界の勢力変動や戦略転換といった著しい競争構造の変化にある。食品卸業界はこうした構造的変化を受け、また、著しい価格下落やコスト増の影響から増収を保ちながらも厳しい収益環境が浮き彫りにされ、卸業界は激しい同質化競争から独自性を追求する戦略スタンスを探る動きも見られた。

こうした中で弊協会は、平成26年4月に実施される消費税増税への業界対応策として消費税転嫁対策特別措置法に基づき食品卸売業界が足並みを揃えるべく共同行為(カルテル)について検討し、共同行為協定書を策定し消費税転嫁・表示カルテル推進協議会を組織して地域卸の6団体と連携して消費税の転嫁と表示の方法に係る共同行為の実施届出書を公正取引委員会に申請し受理された。また市場・流通構造の変化に伴う新しい枠組みの協働体制と情報を共有化し優先的対応策の調査・研究を行った。具体的には「生団連(国民生活産業・消費者団体連合会)」における食品廃棄対策委員会、災害対策委員会、エネルギー問題対策委員会へ参加、「食品ロス削減のための商慣習検討WT」への委員推薦、「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」、FCPとの情報共有化を積極的に行った。「食品ロス削減のための検討WT」は今年度「製・配・販連携協議会」と連携して飲料・菓子の一部

品目について小売業の専用物流センターへの納品期限を現行の「賞味期間の2／3残し」から「賞味期間の1／2残し」に緩和したパイロットプロジェクトを実施して返品や食品ロス削減効果を検証し、その結果を「平成25年度食品ロス削減のための商慣習検討WTとりまとめ」として公表した。実証結果として飲料及び賞味期間180日以上菓子についてはフードチェーン全体での食品ロス削減に向けて「賞味期間の2／3残し」をはじめ「賞味期間の1／2残し」を超えて納品期限を設定している場合には、「賞味期間の1／2残し」以下に緩和することを推奨し、各業界団体の協力を得て幅広い関係者に情報を共有し、各自の取り組みを促すことになった。さらに飲料・菓子以外のカテゴリーの食品においても同様の効果があるかどうかを検証し、課題や問題点を抽出するため、他のカテゴリーでパイロットプロジェクトを平成26年度に実施することになった。食品ロス削減には消費者の理解と協力が鍵になることから、食品ロス削減の重要性や食品期限表示（消費期限・賞味期限）、食品ロス削減に向けた事業者の取組について十分理解してもらえよう、食品ロス削減国民運動（NO－FOODLOSS PROJECT）を推進する関係府省庁（内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省）とも連携して、ロゴマーク「ろすのん」を活用した取組、食品の期限表示の意味のわかりやすい説明など、食品ロス削減に関する消費者の理解を進めることになった。

食品のトレーサビリティについては、現状牛トレサ法と米トレサ法が制定されているが、これらの対象にならない食品については、食品トレーサビリティを罰則つきで義務付ける法律はない。したがって米トレサ法が成立する時に他の食品まで広げることが付帯決議されている。食品業界の食品トレーサビリティの取組みのうち、入荷・出荷の記録を作成・保存する基礎的な取組は、食品事業者の9割以上が、入荷したロットと出荷したロットを対応付ける記録を作成・保存する取組は、約半数の事業者が取組んでいる。食品トレーサビリティの課題は、小規模になるほど取り組みが進んでいないことにある。したがって農林水産省はこうした課題に対応して食品事業者が直ちに活用できる「実践的なマニュアル」を作成する事業を立上げ、弊協会からも検討委員として参加した。「実践的なマニュアル」は、理論編として取組の意味や効果などを解説した「総論」、実践編として業種ごとの取組の進め方などを解説した業種別の「各論」、さらに、各論を補完するものとして、記録の様式集などを掲載した「取組手法編」の3種類で構成されている。業種別の各論については、平成25年度は「製造・加工業編」、「卸売業」、「小売業編」が作成された。これらはいずれも農林水産省のHPから無料でダウンロードできるので活用されたい。

国策として攻めの農林水産業への取り組みが強化され、**農林水産物・食品の国別品目別輸出戦略（目標輸出総額は1兆円）**が作成・公表された。この輸出戦略において、東京五輪が開催される2020年までに、どこになにを売ることにより、1兆円を達成するのか、そのための課題は何かを明らかにした。この戦略の中で、これまでほとんど取組まれてこなかった世界人口の4人に1人がイスラム教徒（ムスリム）と言われる人向けの食品であるハラール食品についても今後積極的に取り組んでいく事としている。このムスリムの巨大市場に日本産農水産物・食品を輸出するには、ハラール認証の取得が重要である。しかし日本国内ではハラール認証の取得方法などに関する知見が不足しており、ハラール食品の輸出は現在ほとんど行われていない。そこで農林水産省は「**ハラール食品輸出モデルの策定事業**」を立ち上げ弊協会も委員として参加した。その中で食品流通業者の立場から現状国内のスーパーやコンビニエンスからのハラール食品に対するニーズは限定的であることや、輸出よりも2020年の東京五輪開催に向けたムスリム対応のほうに関心があること。また病院でムスリム向けにハラール認証を取得した食品を提供している実態などについて意見を述べた。

「平成26年度の税制改正等に関する要望書」を作成し、農林水産省に提出した。内容的には①企

業の経営基盤強化を促す税制措置について ②企業の成長を阻害する税の廃止について ③消費税引き上げ時にあたった課題について要望した。

首都直下地震及び南海トラフ地震(震災)の被災が想定される地域において、震災時に円滑な食料供給を維持し、若しくは早期に回復させるため、食品サプライチェーンを構成する食品製造業者・加工食品卸売業者・食品小売業者・卸売市場関係者等の食品産業事業者等が、サプライチェーン全体で連携して取り組む事項や事業者間で協力可能な事項等の対応策を協議する、農林水産省の「**災害に強い食品サプライチェーン構築事業**」である「**震災を想定した食料供給の実証を行う事業推進会議**」が開催され弊協会からも委員を推薦し検討された。この推進会議の検討の中でアンケート調査が実施された。以下に主要な調査事項を抜粋して掲載する。食品関連産業におけるBCPの策定状況をみると、「震災を対象とした事業継続計画を策定している」と回答した事業者は5.1%であった。なお、震災以外のBCPを策定していると回答した事業者については、食品関連産業の95%は「インフルエンザ」を対象としていた。災害時の食料供給を維持するために自社で実施すべき取り組みとしては、食品関連産業では「工場・物流拠点・店舗等のハード面の災害対応力の強化(耐震性強化等)」が51%と最も多く、次いで「社会インフラ(電力・水道・燃料供給等)停止の機能維持対策の強化」(45.2%)と、自社の機能維持のためのハード強化に関する取り組みが高い割合を占めた。大規模災害時の食料供給維持に向けて必要と考える他社との連携・協力の必要性について把握したところ、「大規模災害時にも食料供給機能を維持するためには、自社のみの対応では限界があり、企業間の連携が必要である」が8割を超えた。今後実施すべき災害対応に係る他社との連携・協力の内容としては、「他社との間における連絡体制の確立」が最も多く、次いで「他社から輸送手段の貸与や輸送業者の斡旋」「他社との製品の融通」「他社からの在庫品の融通」「他社からの調達先の斡旋」の順であった。今後必要と考える連携・協力の相手先では、「同業他社」が突出して高く、ついで「調達先企業」、「物流業者」の順であった。

環境問題では、2013年度(2012.4～2013.3)の弊協会の環境自主行動計画についての環境数値をとりまとめ農林水産省食品産業環境対策室に提出した。今回の数値は京都議定書第一約束期間の最終年度であった。「**温暖化対策の特定荷主分野**」は、デフレが継続して商品価格が下落して売り上げは前年割れとなるも、総物流は増加し、必然的に車両台数は増加してエネルギー消費量、原単位ともに前年より悪化した。またカゴ車納品の小売業が増加して積載率が低下したことも影響する。しかしながら基準年度2006年度に対しての消費原単位は92.3%の水準を確保することができた。「**特定事業者分野**」では機能の高度化を目指したフルライン物流の進展から温度帯管理の物流設備の増強があり、エネルギーの消費量は増加する。また大規模な流通再編による企業統合があり、その影響からエネルギー消費の管理数値はリセットが必要な状況となる。**廃棄物対策**では2011年度は東日本大震災の商品廃棄物を多く含んで大幅に増加したが、2012年度は新たに定期報告事業者が1社増加したものの発生原単位は低位に留まった。**食品廃棄物等の発生抑制の目標値**は、食品リサイクル法に基づき平成24年3月から食品関連事業者の16業種において2年間の暫定目標値として定められ、弊協会は食料・飲料卸売業(飲料を中心するものを除く)という業種区分で目標値4.78Kg/売上高百万円が設定された。平成26年3月31日をもって暫定目標値の期間が終了し、再度目標値を設定する必要があることから、食品関連事業者より収集した定期報告書をもとに検証した結果、我々の業種区分である食料・飲料卸売業(飲料を中心としたものを除く)は、食品の廃棄物が少なく「食品廃棄物等の発生量」と「売上高」との相関係数が0.7以上の関係を満たさず目標値の設定が見送られ、今後は業界の自主管理目標となった。環境自主行動計画の後継となる「低炭素社会実行計画」が農林水産省を経由して経済産業省に報告され弊協会の目標値が公表された。また農林水産省の平成25年度

食品廃棄物対策環境整備事業として「**食品廃棄物対策環境整備検討会**」が開催され弊協会も委員として参加した。検討会では食品廃棄物の分別手法や容器包装廃棄物の削減に向けた新たなリサイクルシステムの構築に向けてアンケート調査が行われ、その中で食品卸売事業者における食品廃棄物の主要な発生源は物流センターであり、その中で滞留在庫品の廃棄が最も多く、ついで庫内破損品、返品不可商品、取引先からの汚破損商品の返品、消費・賞味期限切れによる返品等が多かった。食品廃棄物削減のため進めるべき取組は1／3ルール（緩和・見直し、消費者の過度な鮮度志向を変える啓発活動、消費期限・賞味期限の最適化等）が多くあった。分別の質を高めるため現場で行っている工夫としてはISO14001の推進、メーカー返品不可商品等を引き取らずに小売店で値引き処分をもらう、廃棄場所に分別類を明記するなど廃棄物処理にも費用がかかることの意識付け等があった。食品廃棄物の3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組状況は、発生抑制とリサイクル実施に係る回答が多く、発生抑制では仕入数量の見直し等発注精度を高める努力、不動在庫や返品の原因追及、棚卸しの徹底等の取組がなされていた。再生利用事業者を選ぶ条件は確実に利用されるかどうかを重視する事業者が多く、次いでリサイクル技術の内容、処理料金の安さ、回収の頻度等が重要視されていた。食品廃棄物のリサイクル・ループについては食品リサイクル製品を利用している事業者は僅かで、ほとんどの事業者は食品リサイクル製品の量と種類が合わない理由で食品廃棄物のリサイクル・ループを検討していないことが明らかになった。

情報システム・EDIの分野においては、インターネットを使用した流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」に継続して参画し、協議会の要職である運営委員長を引き続き情報システム研究会座長が就任した。また流通BMSの標準化を更に進め、普及推進を積極的に取組む環境を作るために「情報志向型卸売業研究会（卸研）」と共同検討を行い、電話・FAX発注から始まる「出荷開始型モデルの出荷メッセージ」の標準化と帳票レイアウトを定義した「納品明細書」の標準化のチェンジリクエストを提出した。今回の提案は、既に流通BMSを導入されている企業の運用を制約するものではなく、これから導入していく企業の標準化指針として、小売、卸売業・メーカー双方にメリットがあるように考えたものである。

また情報処理コストの実態調査を今年度も継続して行った。

物流問題研究会では、協働体制の検討テーマと連動して情報の共有化につとめ、物流コストを下げる取組みとしては各企業が購入している物流関連の消耗品の調査を行った。メーカー物流との効果的接点を求めてP研（JPR11型レンタルパレット共同利用・回収推進会）との情報交換会を開催し意見交換を行った。またマテハンシステムや機器の共通化、標準化を図る目的から、「MHS標準化を進める会」の行うアンケート調査に協力し、パレット入庫、空きパレットの保管、パレット返却等の実態について調査した。

商品開発研究会は、継続事業として日本蜜柑缶詰工業組合と国産蜜柑缶詰に関する意見交換会を行い、日本パインアップル缶詰協会の開缶テストに参加した。

法務研究会は、消費税の特別措置法案の独占禁止法の適用除外となる共同行為（カルテル）についての調査研究や「物流センターを利用して行われる取引に関する実態報告書（公正取引委員会）」に関する研究、また「民法（債権関係）改正」「連帯根保証」など法令遵守と公正取引推進のため継続して調査研究を行った。

労務管理研究会は、「メンタルヘルスケアの制度・対策等について」「育児支援・介護支援の制度、対策について」「高年齢者雇用安定法改正による対応状況について」「労働契約法改正による対応と今後予想される課題について」「障害者雇用に関する各社の取組みについて」「社員のライフプランに

について」「時間外時間の管理について」「社員区分並びに資格制度について」「役職位制度の概要と昇進降職基準、昇進後の教育カリキュラム及び課題について」など流通産業における労務管理の課題について幅広く意見交換を行った。

支部活動では、**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続事業として、「物流コスト」「返品実態」「在庫の回転状況」「備車及び物流動向」について実態調査を行い、各担当企業が集計と分析を行った。

Ⅱ．研修・普及・啓発・実践事

本部として各支部の定時総会時や研修会時に協会の事業活動報告を行い情報の共有化に努めた。

今年度も継続して、**情報システム研修会**を全国卸売酒販中央会と共催して行い、「流通システム標準普及推進協議会の活動について」「製・配・販連携協議会の活動状況について」「卸向け商品DBのWEB検索システムについて」「食品産業におけるビッグデータテクノロジーについて」について研修し、情報システム部門として共有すべき内容の知見を深めた。またメーカー⇄卸間の販促金請求書のペーパーレス化を図る「紙帳票」の電子化、PDF転換サービスの普及を図る活動を行い加速化した。これにより卸の帳票作成・発送等の業務コスト負担が大幅に低減した

「これからの介護食品をめぐる論点整理」を農林水産省が取りまとめたが、論点整理で挙げられた①介護食品の定義の明確化②高齢者の栄養に関する理解の推進③介護食品の提供方法④介護食品の普及⑤介護食品の利用に向けた社会システムの構築 これらの課題を議論するため「介護食品のあり方に関する検討会議」が設置され検討が開始された。弊協会もオブザーブしてこの問題の啓発に努めた。

「製・配・販連携協議会」の日付情報等のバーコード化ワーキング・グループ検討会でまとめられた日付情報等の文字表示、バーコード化にかかるガイドラインを普及推進すべく活動を行った。

この他研修事業としては、定時総会開催時に中国支部が6月4日、近畿支部が6月6日、四国支部が6月7日、関東支部が6月12日、東海支部が6月25日、北海道支部が7月3日、九州沖縄支部が7月5日に研修会を行った。また東北支部は10月30日、関東支部は11月13日、東海支部は11月27日、北陸支部は11月21日に経営実務研修会を開催した。近畿支部と東海支部の開催はそれぞれ地域の食品卸同業会との共催での研修会であった。北海道支部は消費税増税に対応する研修会や海外流通視察を行うなど活発な支部活動を展開した。

Ⅲ．本部活動

一般社団法人として2年目を迎え協会活動を公益法人制度改革に基いて軌道化すべく本部活動を展開した。